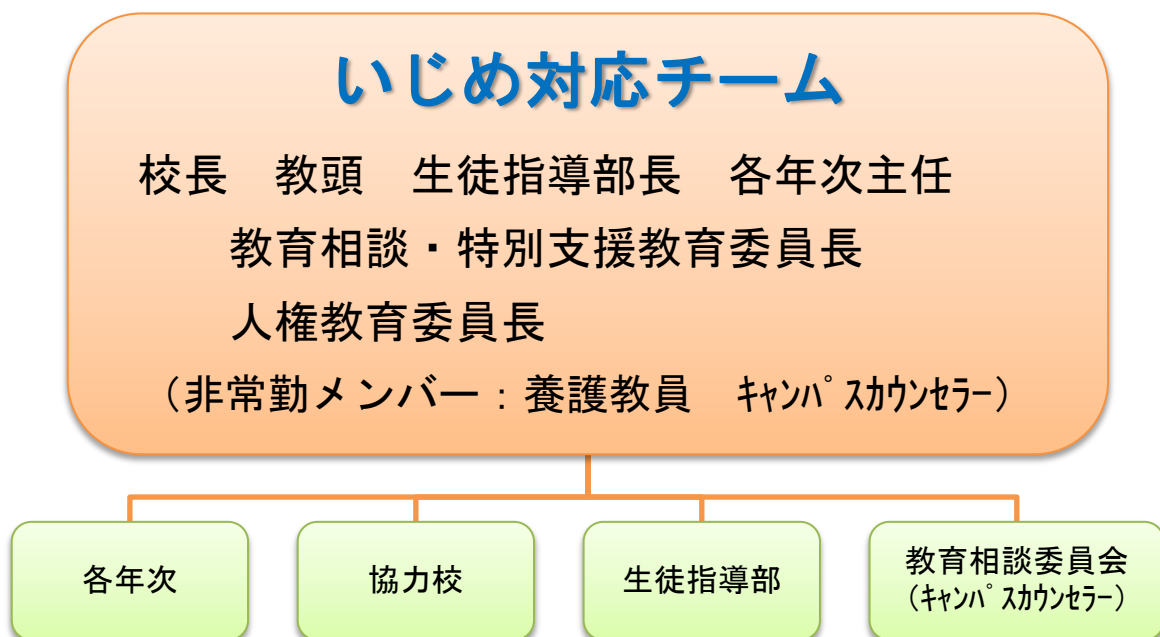


## 校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。
- 2 いじめ問題への組織的な取り組みを推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 生徒の状況や学校の実態に応じた取り組みを展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。

### <校内指導体制>



- ・ いじめ対応チームの会議は、原則として前・後期に各1～2回行う。
- ・ いじめ問題が発生したときには即座に「いじめ対応チーム」を招集する。
- ・ ネットを利用したいじめへの対応には、必要に応じて情報図書部長が入る。

### <関係機関との連携>

<b>学校評議 委員会</b>	<b>教育委員会</b>	<b>警察</b>	<b>こども家庭 センター等</b>
・年2回の委員会で本校の取り組みについて意見を伺う。	・学校だけで解決が困難な事案について、高等学校問題解決サポートチーム等の支援を受ける。	・必要に応じて生徒の所轄警察署や少年サポートセンターに通報・相談する。	・家庭の問題への対応が必要になった場合、生徒の年齢に応じてこども家庭センターや福祉事務所等に相談する。